

山梨県立大学受託研究取扱規程

(平成22年4月1日制定 大学3101号)

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県立大学（以下「本学」という。）において実施する受託研究の取扱いについて他の法令で定めるもののほか必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「受託研究」とは、本学において、外部の機関から委託を受けて行う研究で、これに要する経費を委託者が負担して行う研究をいう。
- (2) 「受託研究担当者」とは、受託研究を行う本学の教職員をいう。
- (3) 「特許権等」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権および品種登録ならびにこれらの権利を受ける権利をいう。

(受託研究の受入基準)

第3条 受託研究は、本学の教育研究に有意義で、かつ本来の教育研究に支障がないと認められる場合に、受け入れることができる。

(受託研究の受入条件)

第4条 受託研究を受け入れる場合には、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することができないこと。
- (2) 受託研究の結果生じた特許権等を本学が承継した場合においては、委託者に対してこれらが無償で使用させまたは譲渡することはできないこと。
- (3) 受託研究に要する経費により本学が取得した設備・備品又は図書は、これを返還しないこと。
- (4) やむを得ない理由により受託研究を中止し、またはその期間を延長する場合には、本学はその責を負わないこと。
- (5) 委託者は、受託研究に要する経費を、原則として当該研究の開始前に納付すること。
- (6) 納付された受託研究に要する経費は、原則として返還しないこと。
- (7) 受託研究の実施に起因して第三者に損害が発生し、かつ本学に賠償責任が生じた場合には、その損害が本学の受託研究担当者の故意または重大な過失による場合を除き、委託者がその賠償の費用の一切を負担すること。
- (8) その他学長が必要と認めること。

2 委託者が国、地方公共団体であるときは、前項第3号および第5号の条件を付さないことができる。

(受託研究の受入手続等)

第5条 本学に研究を委託しようとする者（以下「申込者」という。）は、受託研究申込書（様式第1号）を理事（研究・交流）を経由して学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の申込みに基づき、受託研究の受入の可否を決定する。

(契約の締結)

第6条 学長は、受託研究の受入を決定したときは、受託研究受入決定通知書（様式第2号）により理事（研究・交流）を経由して申込者および受託研究担当者に通知する。

2 学長は、前項の通知を行った後、速やかに申込者との間に契約を締結する。

3 申込者が国、地方公共団体であるときは、前項の規定にかかわらず、協定書またはこれに準ずる書類をもって契約書に替えることができる。

4 学長は、受託研究契約締結後、理事（研究・交流）を経由して受託研究担当者にその旨通知する。

5 受託研究担当者は、前項の通知を受けた後速やかに受託研究実施計画書（様式第3号）を、理事（研究・交流）を経由して学長に提出する。

(研究経費)

第7条 委託者が納付する受託研究に要する経費(以下「研究経費」という。)は、受託研究の実施に必要となる直接的な経費(以下「直接経費」という。)ならびに受託研究に必要となる経費(以下「間接経費」という。)とする。

2 間接経費は、直接経費の30パーセントに相当する額を標準とする。ただし、学長がやむを得ないと認める場合は、これによらないことができるものとする。

3 研究経費は、本学の会計規則に基づき取り扱うものとする。

(受託研究の中止または期間の延長)

第8条 受託研究担当者は、受託研究を中止しまたはその期間を延長する必要があるが生じたときは、速やかに理事(研究・交流)を経由して学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告に基づき、やむを得ないと認める場合は、委託者と協議の上、当該受託研究を中止し、またはその期間を延長することができる。

3 学長は、前項の規定により受託研究を中止しまたはその期間を延長する場合は、受託研究中止・期間延長決定通知書(様式第4号)により委託者に通知するとともに、必要なときには受託研究の変更契約を締結するものとする。

(特許権等の取扱)

第9条 学長は、受託研究の結果、生じた特許権等に関する帰属ならびに出願および実施等の取扱について、別に定めるものとする。

(秘密の保持)

第10条 学長および受託研究担当者ならびに委託者は、受託研究の実施にあたり、相手方より提供もしくは開示を受け、または知り得た情報に関する秘密について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。

(受託研究の完了報告)

第11条 受託研究担当者は、受託研究終了後速やかに、受託研究完了報告書(様式第5号)により、理事(研究・交流)を経由して学長に報告するものとする。

2 委託者に対する受託研究の結果報告は、前項の報告書提出後、受託研究報告書(様式第6号)により学長が理事(研究・交流)を経由して行うものとする。

(研究成果の公表)

第12条 受託研究による研究成果は原則として公表するものとし、公表の時期および方法等は、学長が委託者と協議して定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式第1号
(第5条第1項関係)

平成 年 月 日

山梨県立大学長 殿

所在地
名 称
代表者

受託研究申込書

山梨県立大学受託研究取扱規程第4条に掲げる受入れの条件を遵守のうえ、下記のとおり受託研究を申込みます。

記

- 1 研究題目
- 2 研究目的及び内容
- 3 研究担当者
- 4 受託研究経費 円
- 5 研究期間
- 6 提供物品
- 7 その他参考となる事項

別記様式第2号
(第6条第1項関係)

平成 年 月 日

殿

山梨県立大学長

受託研究受入決定通知書

平成 年 月 日付けで申し込みがありました受託研究について、受入れを決定したので通知します。

別記様式第3号
(第6条第5項関係)

平成 年 月 日

山梨県立大学長 殿

受託研究者氏名

受託研究実施計画書

山梨県立大学受託研究取扱規程第6条第5項により、別紙のとおり受託研究実施計画書を提出します。

別紙

受託研究経費算定内訳書

区分	費目	金額	算出根拠
直接経費	謝金 旅費 賃金 高熱水費 通信運搬費 消耗品費 備品費 印刷製本費 その他 小計		
間接経費			
	合計		

別記様式第4号
(第8条第3項関係)

平成 年 月 日

殿

山梨県立大学長

受託研究中止・期間延長決定通知書

山梨県立大学受託研究取扱規程第8条第3項により、受託研究中止・期間延長を決定しましたので通知します。

別記様式第 5 号

(第 1 1 条第 1 項関係)

平成 年 月 日

山梨県立大学長 殿

受託研究担当者氏名

受託研究完了報告書

下記のとおり、受託研究を完了したので報告します。

記

- 1 受託申込者
- 2 研究題目
- 3 研究担当者
- 4 受託研究経費 円
(別紙の受託研究経費内訳書のとおり)
- 5 研究期間
- 6 その他

別記様式第 6 号

(第 1 1 条第 2 項関係)

平成 年 月 日

受託研究委託者 殿

山梨県立大学学長

受託研究報告書

平成 年 月 日付けで申込みのあった下記の受託研究について、山梨県立大学受託研究取扱規程第 1 1 条第 2 項により、受託研究の結果を報告します。